

市営住宅の申し込みについて

1. 申し込み資格

次の①～⑥の条件をすべて満たす必要があります。

No.	条件	詳細・注意事項
①	住む家に困っていること	・他世帯との同居による不便、立退き要求、過大な家賃負担 など ・新築、建替中の一時入居は対象外 ・公営住宅からの転居（市外の公共住宅も含む）は対象外
②	すでに同居または同居予定の親族がいること	・婚約者（入籍 3 か月前から申込可）、内縁関係も含む ・60 歳以上、障害者手帳所持者 などは単身でも申込可 ・ルームシェア、不自然な世帯分離は対象外
③	税金の滞納がないこと	市県民税、固定資産税、健康保険料、軽自動車税 など ・郡上市以外の滞納も含む
④	持ち家がないこと	契約者、同居者に自己名義の持家が無いこと ・ただし、居住に不向きな状態の家屋は除く
⑤	暴力団員でないこと	申込者・同居者・親族に該当者がいる場合は対象外
⑥	入居者世帯月額所得が所得基準内であること	計算方法と具体例は 3～4 ページ参照 ・新規採用、転職、退職をした場合は「給与支払見込証明」及び「離票」等の書類提出が必要（任意書式）

単身者が入居できる部屋は下記の通りです。

⑦	単身者専用住宅	単身赴任者 ☐ 不可 ・美吉野単身者住宅（八幡） ・為真単身者住宅（白鳥） ・円山住宅 4・5 号棟（美並）
⑧	世帯用住宅でも単身者で入れる住宅	単身赴任者 ☐ 可（但し、住民票の変更必須） ・吉田第 2 住宅の 3～5 階（八幡） ・白鳥住宅の 3～5 階（白鳥） ・那留住宅の 3～5 階（白鳥）

2. 申し込む前にご確認下さい

- ・ 『市営住宅 よくある質問（FAQ）』を必ずご確認ください。
- ・ 上記を含め、公営住宅法及び施行規則ならびに、郡上市の定める条例及び施行規則の不順守、または違反が発覚した場合は入居を取消す場合があります。

3. 申し込み時に提出する書類

△ コピーは受付できません。すべて原本を提出してください。

1	2	3
入居申込書 入居者全員の個人番号(マイナンバー)の記入。 緊急連絡先の記入。	住民票 入居希望者全員分。 現在お住まいの市町村で発行してください。	所得課税証明書 所得のある方全員分。 直近の1月1日時点で住んでいた市町村で発行してください。
4	5	
完納証明書 もしくは 納税証明書 市税を支払っている方全員分。 直近の1月1日時点で住んでいた市町村で発行してください。	その他 郡上市が必要と認めた書類を提出して頂く場合があります。	

▶ 婚約中の方は上記に加えて『①婚約証明書 及び ②誓約書』が必要です。

▶ 離婚協議中の方は上記に加えて『事件係属証明書 等』と『③離婚協議中であることの申込書』が必要です。

①～③は郡上市ホームページから取得できます。

5. 提出先及び問合せ先

提出先	〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727 番地 2 郡上総合庁舎 2 階
担当部署	郡上市役所 建設水道部 都市住宅課
電話番号	0575-67-1814

控除額一覧

記号	控除の種類	金額（1人につき）	確認方法
ア	給与所得者	100,000 円	給与所得者のみ
イ	同居者	380,000 円	—
ウ	同居していないが扶養している親族	380,000 円	所得課税証明にて確認
エ	特定扶養親族（16 歳以上 23 歳未満）	250,000 円	扶養親族かつ年齢で確認
オ	老人扶養親族（70 歳以上）	100,000 円	所得課税証明にて確認
カ	本人、イ及びウが障害者	270,000 円	所得課税証明にて確認
キ	本人、イ及びウが特別障害者	400,000 円	所得課税証明にて確認
ク	本人、イが寡婦	270,000 円	所得課税証明にて確認
ケ	本人がひとり親	350,000 円	所得課税証明にて確認
コ	同居する配偶者が 70 歳以上	100,000 円	オとの重複なし

- ▶ ア・ウ・オ～ケは所得課税証明書に記載がある場合のみ控除対象。
- ▶ エは所得課税証明書に記載がある場合 かつ扶養親族で年齢が範囲内の場合のみ控除対象。
- ▶ 胎児はイ・ウの対象になりません。

所得基準一覧 （月額所得基準に応じて入居できる住宅が決まります）

住宅種別	月額所得基準	備考
市営住宅	158,000 円以下	裁量階層(※)は 259,000 円以下
特定公共賃貸住宅	158,001 円 ～ 487,000 円以下	158,000 円以下でも所得上昇見込があれば対象 (無職の場合は対象外)
市有住宅（吉田第 2・白鳥・那留）	214,000 円以下	新規転入者（転入して 1 年以内）は基準が 313,000 円以下となる
市有住宅（大谷団地）	487,000 円以下	特定公共賃貸と同基準
上記以外の市有住宅	158,000 円以下	市営住宅と同基準

(※)裁量階層（259,000 円以下が適用される世帯 下記いずれかに該当）

- ・ 入居者が 60 歳以上かつ、同居者全員が 60 歳以上または 18 歳未満である場合
- ・ 同居者に中学校卒業までの者がある場合、または医師が証明する妊産婦がある場合
- ・ 入居者または同居者に身体障害・精神障害・知的障害のある方がいる場合